

# 施設入所支援

## 【利用者】

○ 夜間において、介護が必要な者、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は通所が困難である自立訓練又は就労移行支援の利用者

- ① 生活介護利用者のうち、区分4以上の者(50歳以上の場合は、区分3以上)
- ② 自立訓練又は就労移行支援の利用者のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は通所によって訓練棟を受けることが困難な者

## 【サービス内容等】

- 夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を実施。
- 利用者の障害程度に応じて、相応しいサービスの提供体制が確保されるよう、事業者ごとの利用者の平均障害程度区分に応じた人員配置の基準を設け、これに応じた報酬単価を設定。
- 生活介護の利用者は、利用期間の制限なし。自立訓練及び就労移行支援の利用者は、当該サービスの利用期間に限定。

## 【人員配置】

- 夜勤職員  
→ 1人～3人以上
- 休日等の職員配置  
→ 利用者の状況に応じ、必要な支援を行うための勤務体制を確保

## 【報酬単価】

○ 180単位～400単位 (定員40人以下)

+

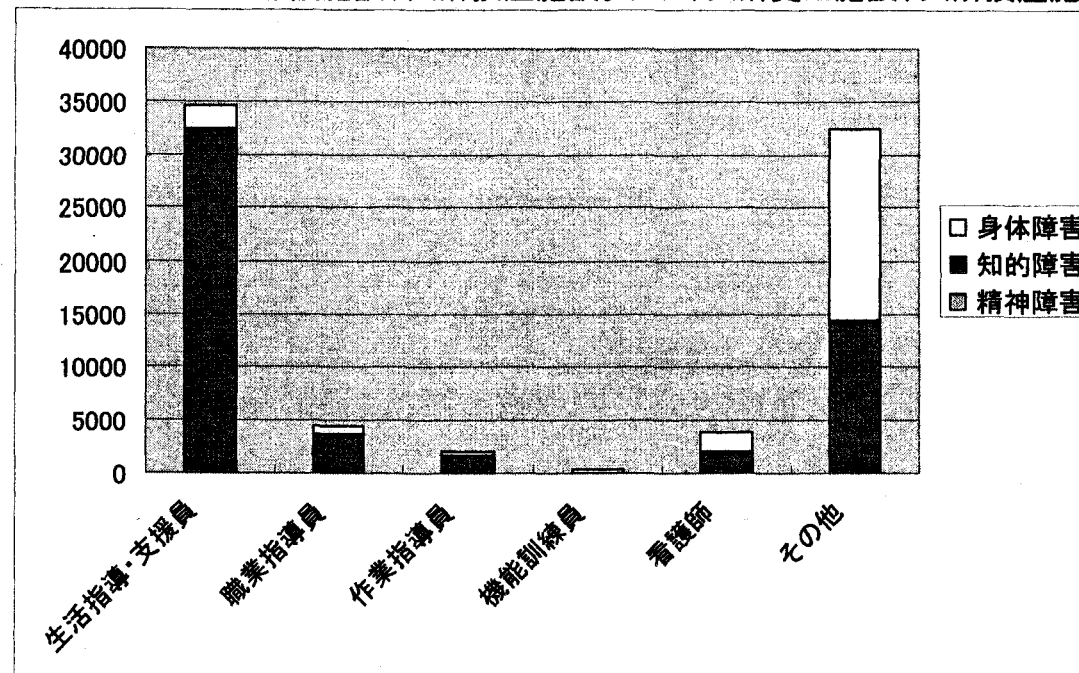
(主な加算等(1日につき))

- ・ 重度障害者支援加算(Ⅰ)
  - (1)基本加算 28単位  
→ 「特別な医療」を受けている者が利用者の2割以上、かつ、利用者の平均区分5以上(経過措置対象者を除く)
  - (2)重度加算 22単位(基本加算を算定している場合に限る。)  
→ 区分6であって、次に該当する者が2人以上  
①気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者、②重症心身障害者
- ・ 重度障害者支援加算(Ⅱ)  
→ 強度行動障害を有する者1人につき、基本単位数に応じ、40単位～799単位を加算
- ・ 地域移行加算 : 500単位
- ・ 栄養管理体制加算 : 12～24単位
- ・ 入院・外泊時の報酬 : 320単位(1月に8日間×3月)
- ・ 長期入院等支援加算 : 160単位(3月間) 等

# 入所施設の従業者数及びその職種内訳

	全障害種別計	身体障害(※1)	知的障害(※2)	精神障害(※3)
生活指導・支援員	34,622	2,023	32,554	45
職業指導員	4,450	832	3,551	67
作業指導員	2,064	367	1,610	87
機能訓練員	326	303	18	5
看護師	3,895	1,893	2,002	0
その他	32,430	17,919	14,463	48

(※1)療護施設、入所授産施設。(※2)入所更生施設、入所授産施設。(※3)入所授産施設



(出典)平成18年 社会福祉施設等調査報告 第15表:社会福祉施設等の常勤換算従事者数、職種・常勤-非常勤、施設の種類・経営主体別

# 障害者の所在《推計値》

56.8万人<sup>(※1)</sup>

《施設・病院》

障害者施設(身体)

8.7万人<sup>(※1)</sup>

障害者施設(知的)

12.8万人<sup>(※1)</sup>

精神科病院等

35.3万人<sup>(※1)</sup>

667.0万人<sup>(※1)</sup>

《在宅》

自宅等

家族と同居等

575.7万人

〔身体 318.6万人<sup>(※1)</sup>  
知的 38.1万人<sup>(※1)</sup>  
精神 219.0万人<sup>(※2)</sup>〕

単身

88.4万人

〔身体 39.0万人<sup>(※1)</sup>  
知的 1.7万人<sup>(※1)</sup>  
精神 47.7万人<sup>(※2)</sup>〕

グループホーム  
ケアホーム

2.5万人

〔知的 2.0万人 }<sup>(※3)</sup>  
精神 0.5万人 }〕

福祉ホーム

0.4万人

〔身体 0.1万人 }<sup>(※3)</sup>  
知的 0.1万人 }  
精神 0.3万人 }〕

※1 身体障害者(児)数は平成18年の調査等、知的障害者(児)数は平成17年の調査等、精神障害者数は平成17年の調査等による推計。  
 なお、身体障害者(児)には高齢者施設に入所している身体障害者は含まれていない。  
 ※2 (平成15年)精神障害者社会復帰サービスニーズ等調査による推計。  
 ※3 平成18年社会福祉施設等調査より。

# ケアホーム利用者の入居前の住居について

(出典) 地域における障害者の支援方策に係る調査研究

(平成19年度障害者保健福祉推進事業補助金により三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社作成)

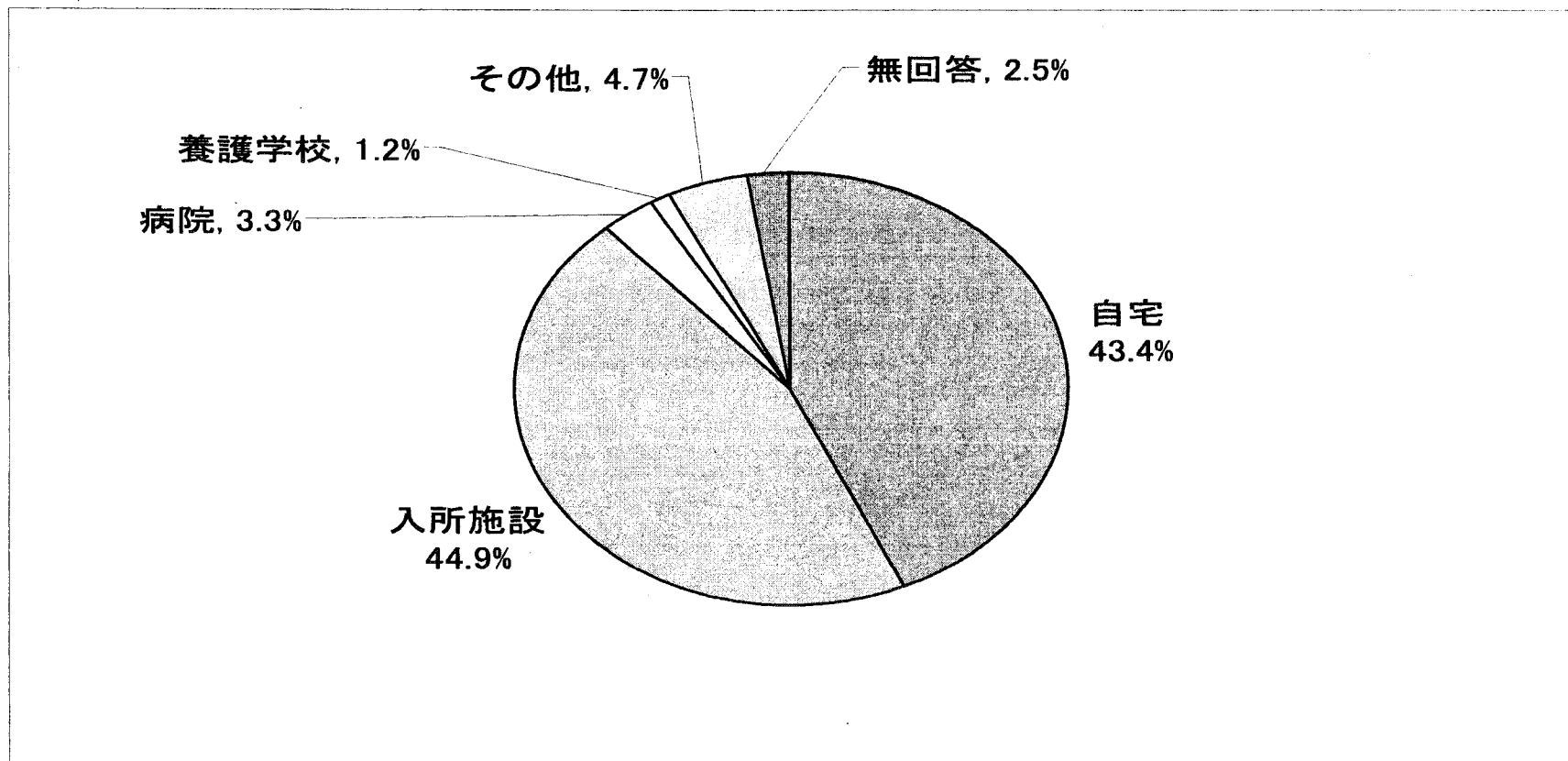
(調査方法) ケアホームへの郵送によるアンケート調査(平成20年1月24～2月6日)

(調査対象) 全国ケアホーム事業所リストから無作為に抽出した1,000事業所のうち272事業所が回答。

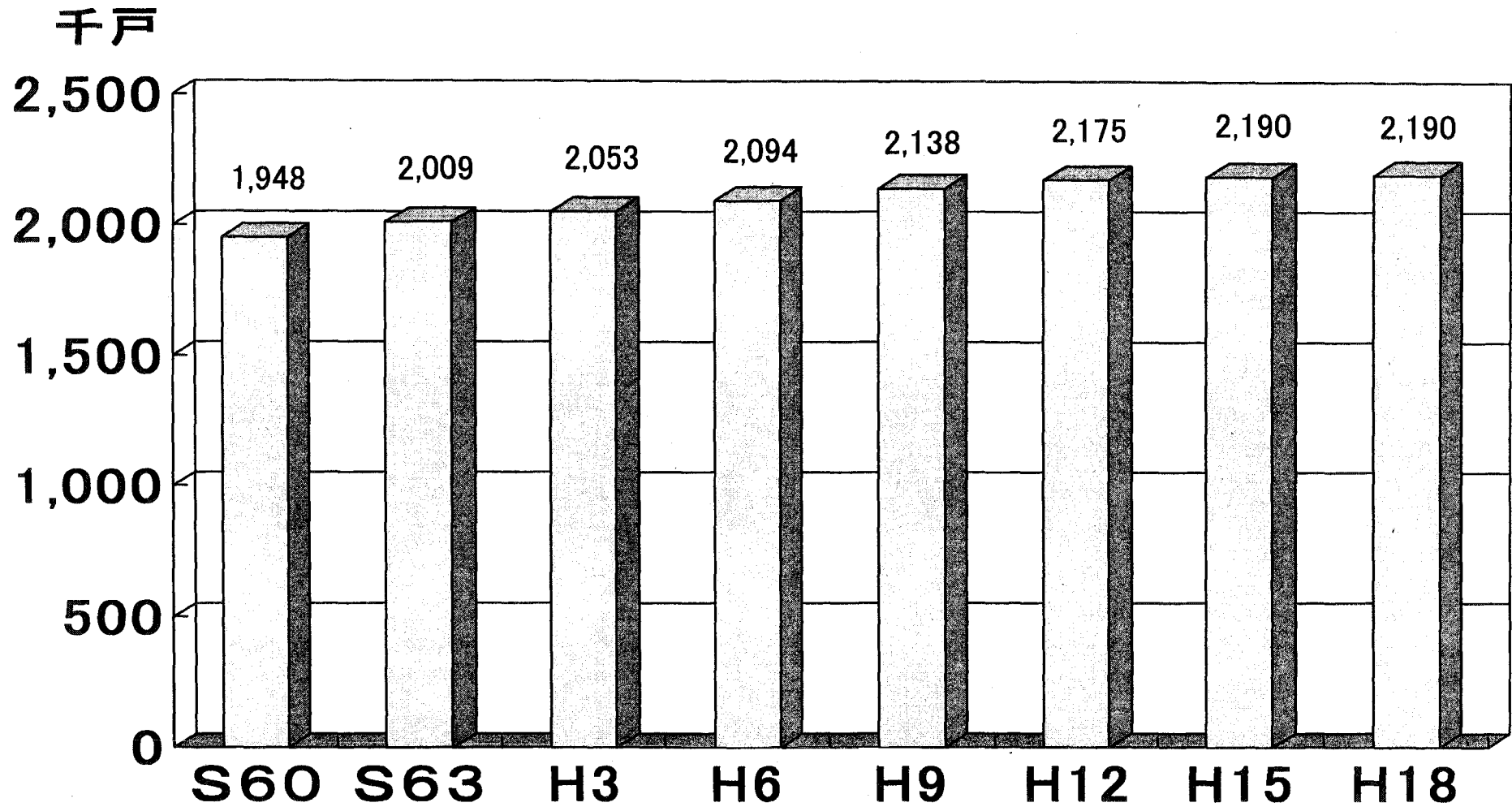
調査対象者については、当該事業所において訪問系サービスを利用する障害者に限定。

(回答者数) 512人

【回答者:512人の入居前の住居】

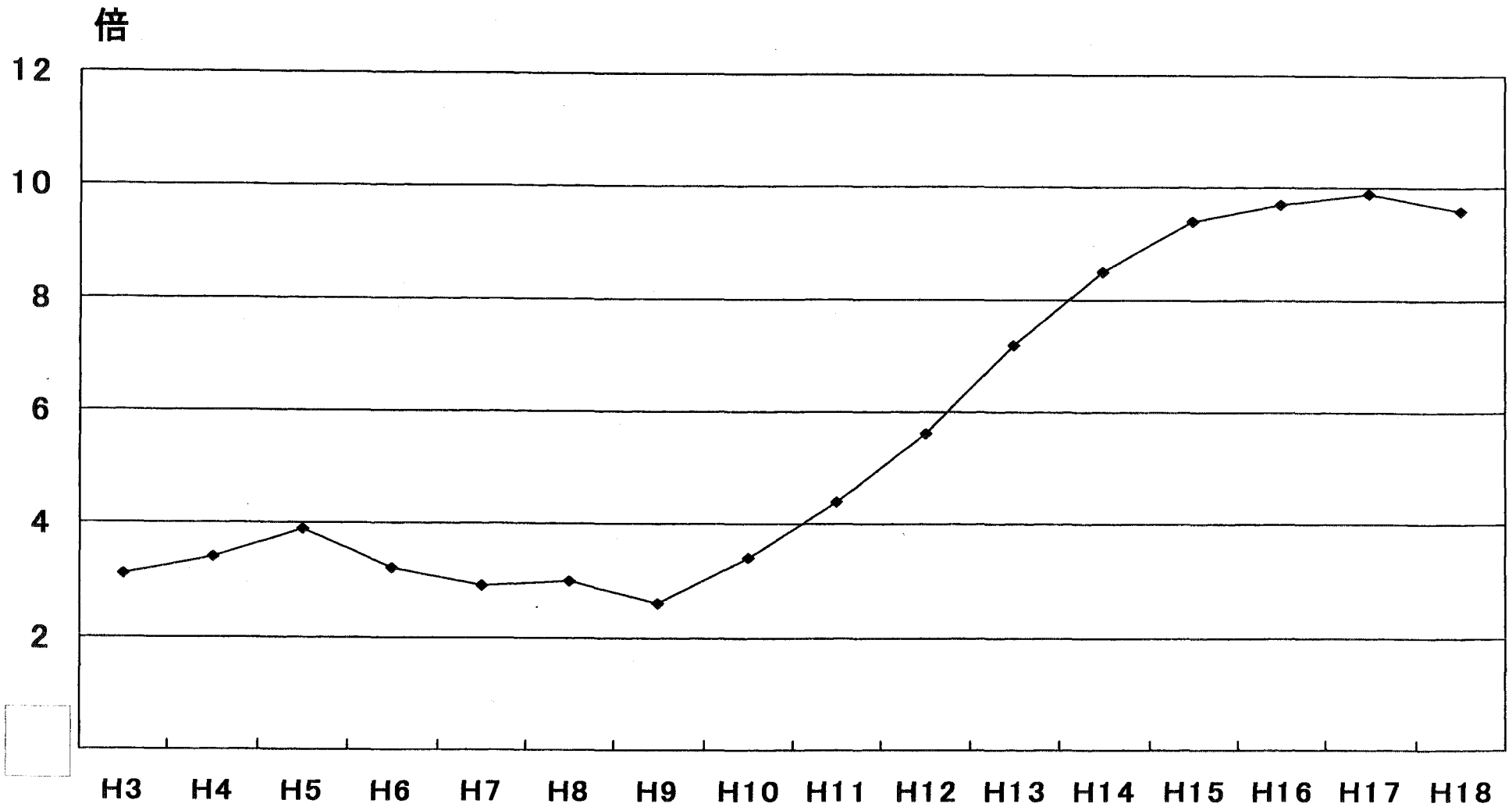


# 公営住宅管理戸数の推移



国土交通省資料より

# 公営住宅の応募倍率の推移



国土交通省資料より

## 公営住宅のグループホーム事業等への活用（公営住宅法第45条第1項）

公営住宅においては、知的障害者、精神障害者が地域での自立した生活を営む場を提供する方策として、平成8年に公営住宅法を改正し、社会福祉法人等が「グループホーム事業」を実施する場合に公営住宅を活用することができるとした。

### 対象となる社会福祉事業

① 認知症高齢者グループホーム事業

: 老人福祉法に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業

② 知的障害者グループホーム事業、精神障害者グループホーム事業

: 障害者自立支援法に規定する共同生活介護又は共同生活援助を行う事業（同法に規定する精神障害者又は知的障害者に対して行うものに限る。）

③ ホームレスの自立支援のための活用

: ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法に規定するホームレス自立支援事業により就業した者に対して生活上の支援を行う事業（地方公共団体が当該事業に要する費用の全部又は一部を負担してその推進を図るものに限る。）

### 公営住宅を活用することができる主体

① 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人

② 地方公共団体

③ 医療法人

④ 民法第34条の規定により設置された法人

⑤ 特定非営利活動促進に基づき設置された特定非営利活動法人

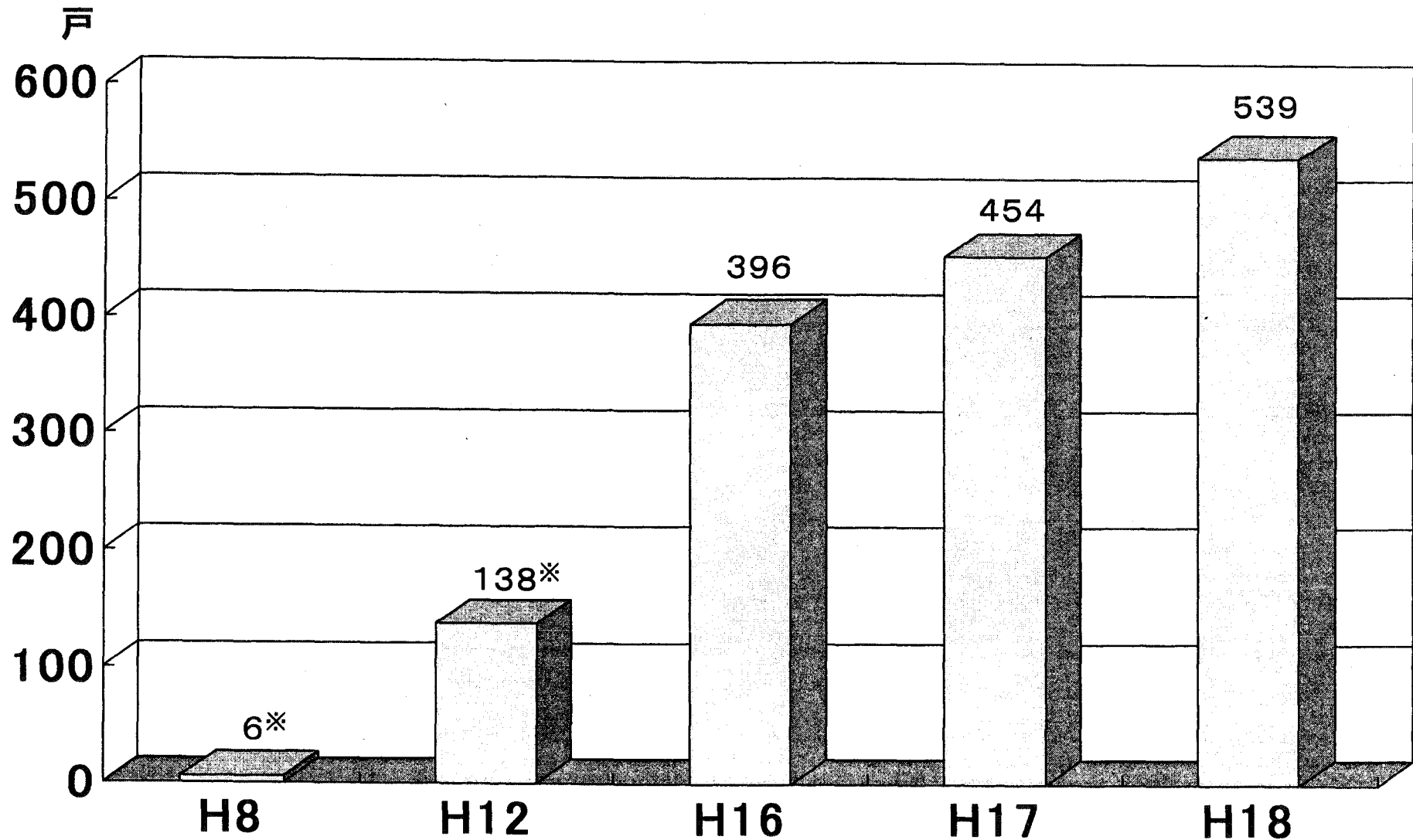
⑥ 介護保険法に規定する指定地域密着型サービス事業者で認知症対応型共同生活介護を行うもの又は指定地域密着型介護予防サービス事業者で介護予防認知症対応型共同生活介護を行うもの

### 活用実績

※ 障害者向けグループホーム事業への活用戶数

平成19年3月31日現在 539戸（参考）平成18年3月31日現在 454戸

# 公営住宅の障害者グループホーム事業活用実績の推移



※ 平成8年度、12年度については、認知症高齢者グループホーム事業を含む。

国土交通省資料より



# 家賃債務保証制度について

## 【制度の概要】

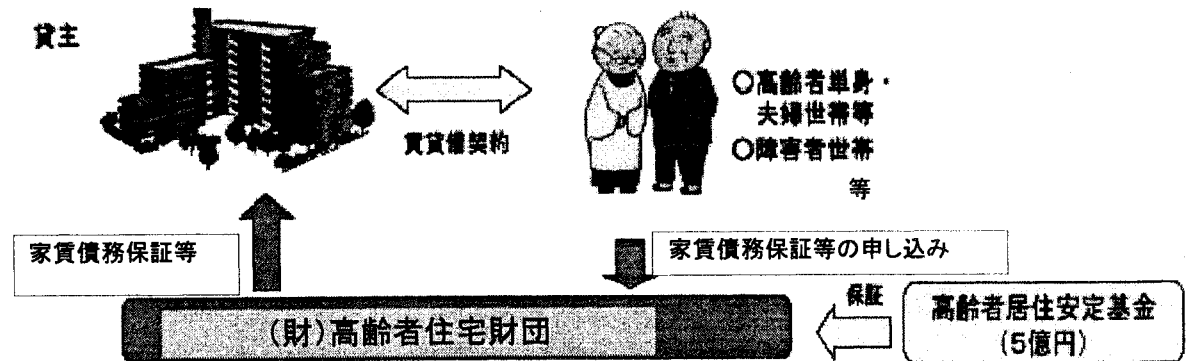
高齢者等の入居を受け入れることとしている賃貸住宅について未払い家賃等の債務保証を(財)高齢者住宅財団が実施し、大家の不安を解消することにより、高齢者等の入居の円滑化を図る。

### (1)対象者

高齢者世帯、障害者世帯(身体障害者:1~4級、精神障害者:1~2級、知的障害者:精神障害者に準ずる)、子育て世帯(収入階層の50%未満の世帯に限る)、外国人世帯

### (2)家賃債務保証の概要

- ①保証の対象 : 未払い家賃、原状回復費用、訴訟に要する費用
- ②保証限度額 : 【未払い家賃】家賃の6ヶ月分を限度  
【原状回復費用・訴訟に要する費用】家賃の9ヶ月分を限度
- ③保証期間 : 2年間(更新可)
- ④保証料 : 月額家賃の35%



### (3)実績(保証引受件数:件)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
当該年度	0	18	63	80	112	104	188
累計	0	18	81	161	273	377	565

### 【平成21年度予算概算要求内容】(国土交通省)

障害者の民間賃貸住宅への円滑な入居を図るため、民間賃貸住宅に入居する高齢者等の家賃の債務保証を行う高齢者居住安定基金について、比較的障害の程度が低い障害者についても保証対象とする等の拡充を要求しているところ。

国土交通省資料より